

特定の科目の履修費等に関する規則

制 定 昭和57年1月20日
大 学 評 議 会
最新改正 2020年1月15日

第1条 この規則は、成蹊大学学則第42条第2項に規定する特定の科目の履修費及び実習費（以下「履修費等」という。）の納入について定める。

第2条 特定の科目の履修費等の金額は、別表に定めるとおりとする。

第3条 学則第42条第2項の規定にかかわらず、科目等履修生には、この規則は、適用しない。ただし、本学大学院在学学生（大学院の研究生を含む。）が科目等履修生として特定の科目を履修するときは、この限りでない。

第4条 納入した履修費等は、返還しない。

第5条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)

別表（第2条関係）

種 類	金 額
グローバル教育プログラム（EAGLE）	実 習 費 100,000円
教 職 課 程	履 修 費 20,000円
	実 習 費 15,000円
日 本 語 教 員 養 成 コ ー ス	履 修 費 10,000円
	実 習 費 5,000円
社 会 調 査 士 課 程	履 修 費 20,000円
	実 習 費 10,000円
学 校 図 書 館 司 書 教 諭 課 程	履 修 費 10,000円
メ デ ィ ア ・ リ テ ラ シ ー 演 習	実 習 費 10,000円
芸 術 文 化 行 政 コ ー ス	履 修 費 10,000円
	実 習 費 5,000円